

使用開始日
2025年7月24日



インカムビルダー 世界通貨分散コース

インカムビルダー(毎月決算型)世界通貨分散コース

インカムビルダー(年1回決算型)世界通貨分散コース

追加型投信／内外／資産複合

この目論見書により行う「インカムビルダー(毎月決算型)世界通貨分散コース」および「インカムビルダー(年1回決算型)世界通貨分散コース」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月23日に関東財務局長に提出しており、2025年7月24日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2025年4月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆400億円
(2025年4月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<ファンドの名称について>

正式名称	略 称
インカムビルダー (毎月決算型) 世界通貨分散コース	毎月決算型
インカムビルダー (年1回決算型) 世界通貨分散コース	年1回決算型

◆上記各ファンドを総称して「インカムビルダー 世界通貨分散コース」ということがあります。また、それぞれを「ファンド」ということがあります。

<商品分類および属性区分>

ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
毎月決算型 年1回決算型	追加型	内 外	資産複合

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※3
毎月決算型	その他資産 (投資信託証券※1)	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む) エマージング※2	ファンド・オブ・ ファンズ	な し
年1回決算型	その他資産 (投資信託証券※1)	年1回	グローバル (日本を含む) エマージング※2	ファンド・オブ・ ファンズ	な し

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合 (債券・株式) / 資産配分変更型」です。
※2 エマージング地域も投資対象地域に含みます。
※3 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界(日本および新興国を含みます。以下同じ。)の債券・株式等を実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

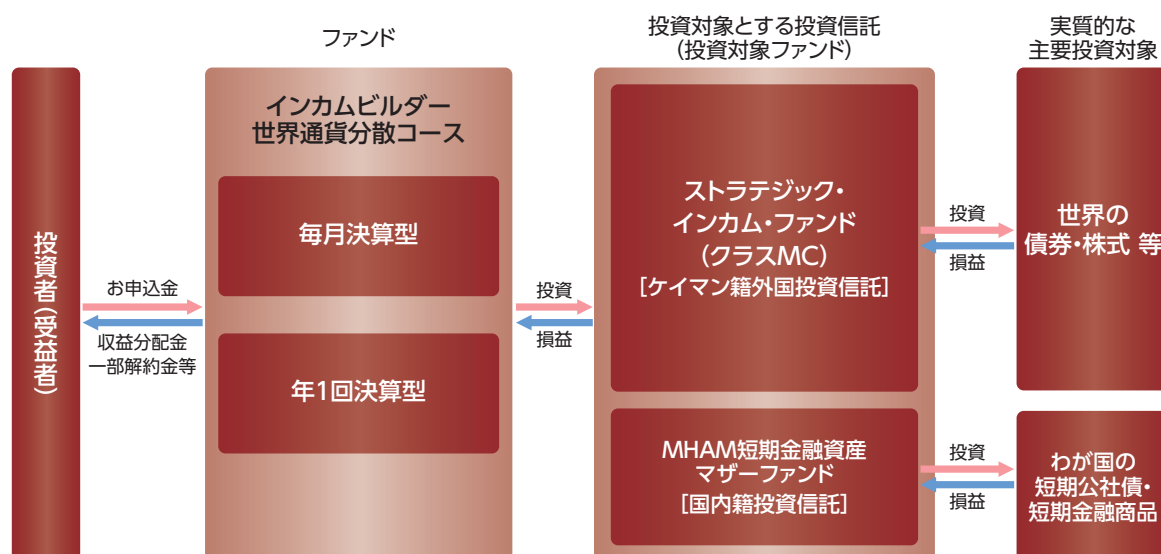
- 1 世界の債券・株式等を実質的な投資対象とし、投資環境に応じて投資配分比率を機動的に変更します。
- 2 ルーミス・セイレス社が実質的な運用を行います。
- 3 為替取引を活用し、世界の10通貨への投資効果を追求します。
- 4 決算頻度に違いのある2つのファンドから選択いただけます。

詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

ファンドの仕組み

◆各ファンドは、世界の債券・株式等を主要投資対象とする米ドル建ての外国投資信託「ストラテジック・インカム・ファンド(クラスMC)」およびわが国の短期公社債等を主要投資対象とする円建ての国内投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」を通じて、それぞれの主要投資対象となる資産への投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

☞ ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資を行っている複数の投資信託(ファンド)に投資することにより運用を行う仕組みです。



✓ 通常の場合においては、「ストラテジック・インカム・ファンド(クラスMC)」受益証券への投資を中心に行います。また、投資対象ファンドの合計組入比率は、高位を維持することを基本とします。各ファンドでは、直接保有する外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
※外国投資信託は、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

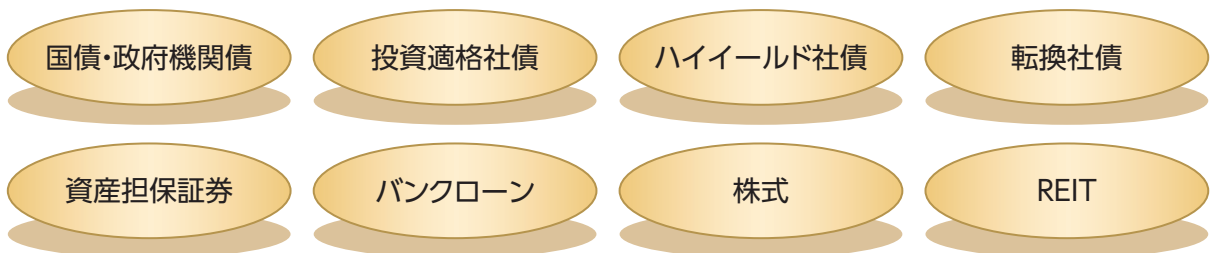
1

世界の債券・株式等を実質的な投資対象とし、投資環境に応じて投資配分比率を機動的に変更します。

●インカム(利子・配当)を重視して幅広い資産に投資します。

◆世界のさまざまな種類の債券・株式等に投資を行い、高いインカム収入の確保と、値上がり益の獲得を目指します。

主要投資対象資産



☞ ハイイールド社債とは、格付け会社によりBB格相当以下の格付けが付与された、相対的に信用力が低い社債です。一般に、ハイイールド社債は、投資適格社債(格付け会社によりBBB格相当以上の格付けが付与された社債)と比較して信用力が低く、債務不履行等に陥る可能性(信用リスク)が高いため、その見返りとして、投資適格社債より、相対的に高い利回りで発行・取引されています。

☞ 転換社債とは、あらかじめ決められた条件で株式に転換できる権利が付いた社債です。

☞ 資産担保証券とは、住宅ローン、自動車ローン、カードローンなどの貸付債権等の資産を裏付け(担保)として発行される証券の総称です。

☞ バンクローンとは、銀行などの金融機関が主に格付け会社によりBB格相当以下の格付けが付与された企業に対して行う貸付債権(ローン)です。

☞ REIT(Real Estate Investment Trust:不動産投資信託)とは、投資家から資金を集め、不動産等に投資を行い、そこから得られた賃貸料収入や不動産の売却益を投資家に配当する金融商品です。

※上記に記載した資産が組み入れられない場合や上記以外の資産が組み入れられる場合があります。

◇株式、REIT等への投資は、信託財産の純資産総額の35%を上限とします。

◇新興国の資産にも投資を行う場合があります。

●投資環境に応じて機動的に資産配分を変更します。

◆マクロ経済の見通しやボトムアップによる各資産の評価・分析等をもとに、投資環境の変化に応じて、さまざまな種類の債券・株式等への投資配分比率を機動的に変更します。

◇債券への投資を中心に、投資環境に応じ、高い配当利回りが期待できる株式等にも投資を行います。

●徹底した個別銘柄分析により投資銘柄を発掘します。

◆徹底した調査に基づく個別銘柄分析により、長期投資を基本に割安と判断される銘柄に投資します。



ファンドの目的・特色

2 ルーミス・セイレス社が実質的な運用を行います。

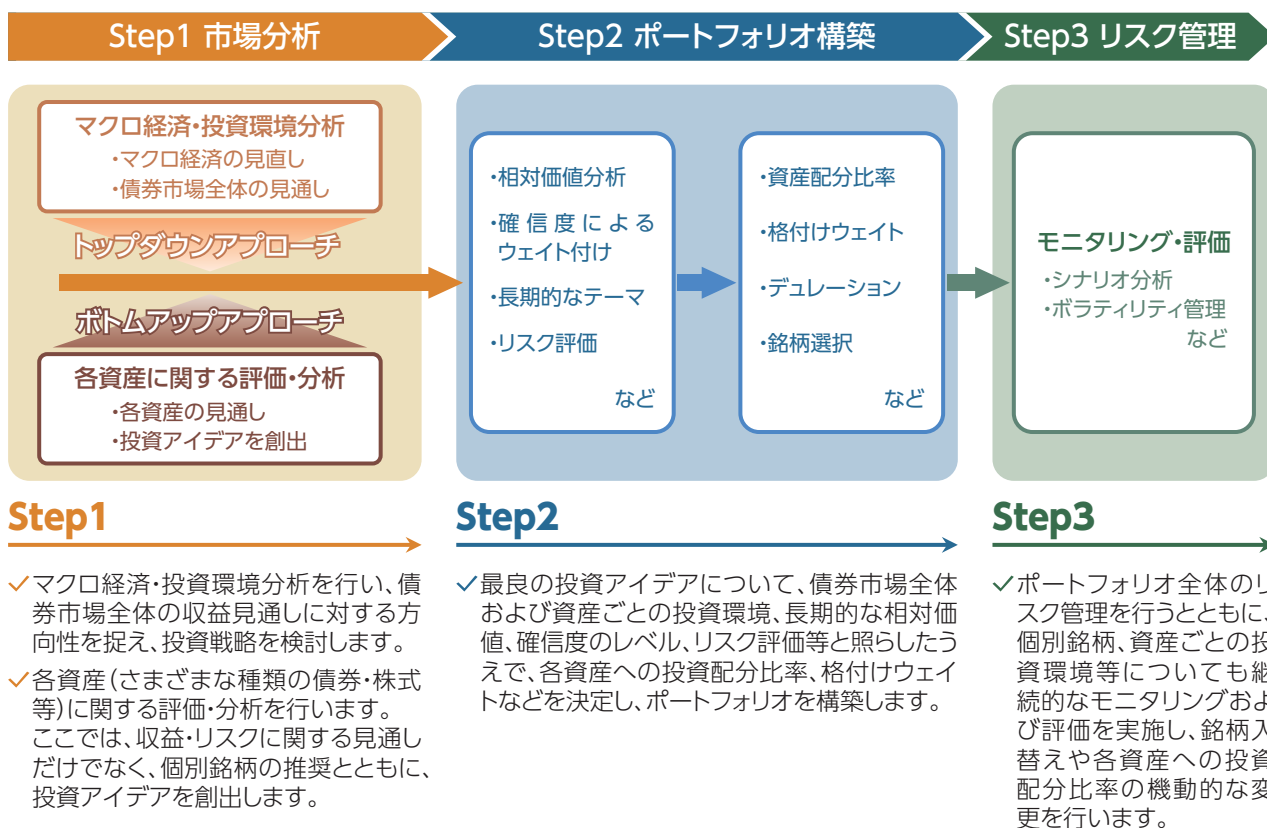
- 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「ストラテジック・インカム・ファンド」における世界の債券・株式等の運用は、ルーミス・セイレス社が行います。

➤「MHAM短期金融資産マザーファンド」の運用は、アセットマネジメントOneが行います。

ルーミス・セイレス社(正式名称:ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー)

- 1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社です。
- 債券運用を中心に、約3,901億米ドルの総運用資産を有します。(2025年3月末現在)
- 債券の格付けの分野においては、Moody's社に次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステムを有しており、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評があります。

運用プロセス



※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。



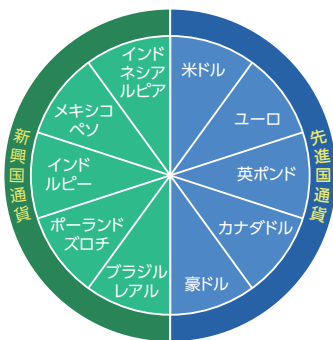
ファンドの目的・特色

3

為替取引を活用し、世界の10通貨への投資効果を追求します。

- 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託では、債券・株式等に投資を行う一方で、各国の通貨から選定した通貨(以下「取引対象通貨」といいます。)への投資効果を追求するため、為替取引を行います。
 - 取引対象通貨への投資効果を得るため、外国投資信託において「米ドル売り／取引対象通貨買い」の為替取引を行います。なお、取引対象通貨のうち、米ドル分については為替取引を行いません。
 - 外国投資信託における為替取引(米ドル売り／取引対象通貨買い)は、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーが、取引対象通貨の選定・管理はアセットマネジメントOneがそれぞれ行います。
- 各ファンドは、上記の為替取引により、「米ドルと取引対象通貨の短期金利差の影響」に加え「取引対象通貨と円、および米ドル以外の保有資産通貨と米ドルの為替変動の影響」を受けます。

取引対象通貨と通貨配分のイメージ



■外国投資信託では、10通貨(取引対象通貨)へ概ね均等な通貨配分となる為替取引を行います。(2025年4月末現在、左記の10通貨を取引対象通貨としています。)

※取引対象通貨については、先進国、新興国からそれぞれ5通貨を選定することを基本とします。取引対象通貨は経済規模が上位の国から、各国の信用力や通貨の流動性の状況、通貨制度等を勘案のうえ選定します。取引対象通貨は原則として年1回見直しを行い、変更する場合があります。(日本円は選定対象には含みません。)

※左記はイメージ図であり、各通貨の投資割合は為替変動等により均等な通貨配分から乖離する場合があります。また、外国投資信託では米ドル以外の通貨建資産も投資対象としているため、左記の通貨配分以外の方替変動の影響を受けます。

《為替取引による各ファンドへの影響》

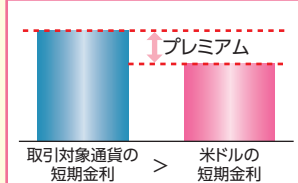
①米ドルと取引対象通貨の短期金利差による影響を受けます。(為替取引によるプレミアム／コストの発生)

- 外国投資信託が行う為替取引によって、為替取引時の取引対象通貨と米ドル間の短期金利差相当分が、プレミアム(収益)／コスト(費用)となり、ファンドに影響を与えます。

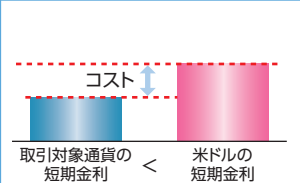
※一部の新興国の通貨では、原則として直物為替先渡取引(NDF)を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム／コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。NDFに関する留意点については、後掲の「投資リスク その他の留意点＜為替取引に関する留意点＞」をご参照ください。

＜プレミアム／コストのイメージ図＞

プレミアムが発生する場合 (ファンドにプラスの影響)



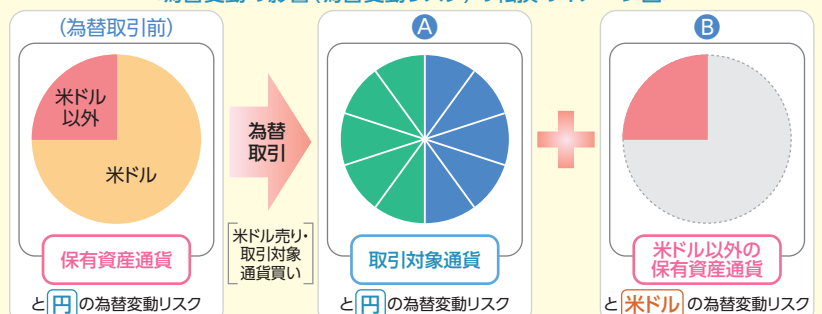
コストが発生する場合 (ファンドにマイナスの影響)



②取引対象通貨と円、および米ドル以外の保有資産通貨と米ドルの為替変動の影響を受けます。

- A 外国投資信託が行う為替取引によって、外国投資信託での保有資産通貨の通貨配分にかかわらず、為替変動リスクが「保有資産通貨と円」から「取引対象通貨と円」に転換され、円と取引対象通貨10通貨の為替変動の影響を受けます。
- B 外国投資信託で米ドル以外の通貨建資産を保有している場合は、Aの影響に加え、米ドルと当該保有資産通貨間の為替変動の影響を受けます。

＜為替変動の影響(為替変動リスク)の転換のイメージ図＞



(例) 外国投資信託の通貨別保有資産構成が米ドル75%、米ドル以外の通貨25%の場合。

(注) 上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。



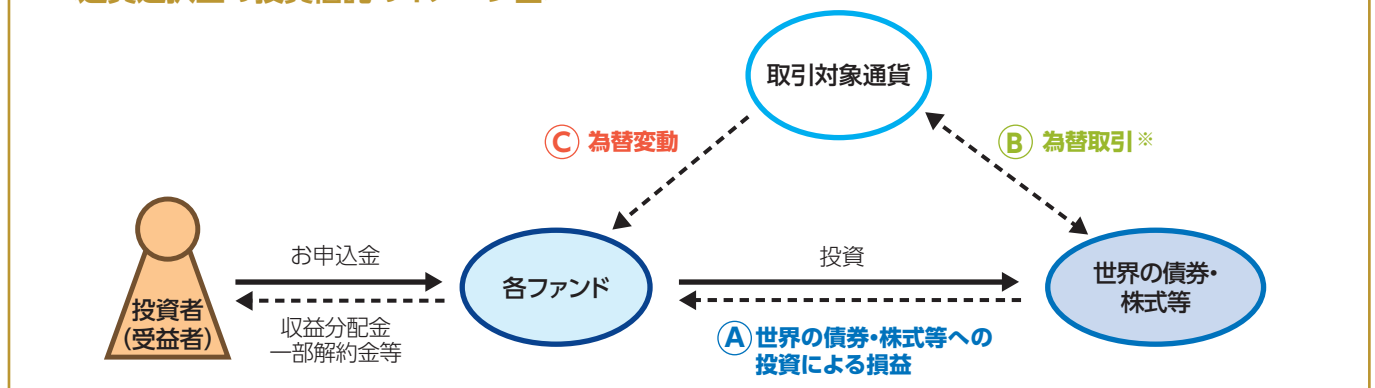
ファンドの目的・特色

[通貨選択型ファンドに関する留意事項]

各ファンドの運用のイメージ

- 各ファンドは、有価証券での運用に加えて、為替取引による複数の通貨運用も行う投資信託です。なお、各ファンドの主要投資対象は、世界の債券・株式等です。

<通貨選択型の投資信託のイメージ図>

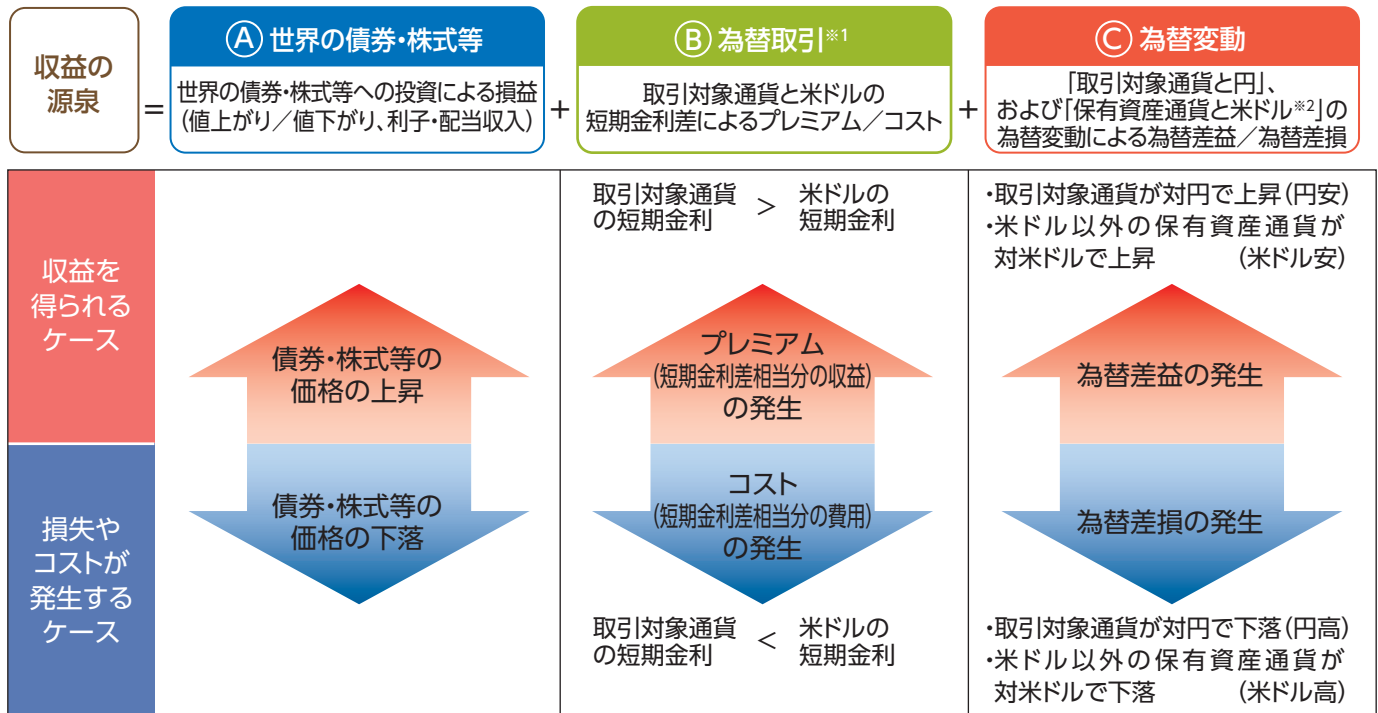


*上記のイメージ図は、通貨選択型の投資信託の運用の仕組みを分かり易く表したものであり、実際の運用においては、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前掲の「ファンドの仕組み」をご参照ください。

※③の為替取引により、取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

各ファンドの収益源について

- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※1 為替取引の取引時点における短期金利差による影響を示しています。なお、一部の新興国の通貨では、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、原則として直物為替先渡取引(NDF)を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム/コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。

※2 外国投資信託が保有する資産のうち、米ドル以外の通貨建資産については、対米ドルでの為替変動リスクを有します。

(注)市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

*各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める通貨選択型ファンドに該当しますが、選択できるコースは世界通貨分散コースのみであり、投資者が取引対象通貨を選択することはできません。



ファンドの目的・特色

4

決算頻度に違いのある2つのファンドから選択いただけます。

●毎月決算を行う「毎月決算型」と年1回決算を行う「年1回決算型」があります。

毎月決算型

毎月23日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益分配を行うことを目指します。

分配方針

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が配当等収益の水準や基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

年1回決算型

毎年4月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

分配方針

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●各ファンド間のスイッチング(乗換え)が可能です。

※販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合、スイッチングの取扱いを行わない場合等があります。詳しくは、後掲「手続・手数料等」の「お申込みメモ」をご参照ください。

■ 主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券	同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
株式	株式への直接投資は行いません。

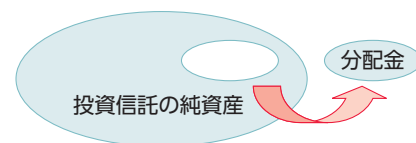


ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



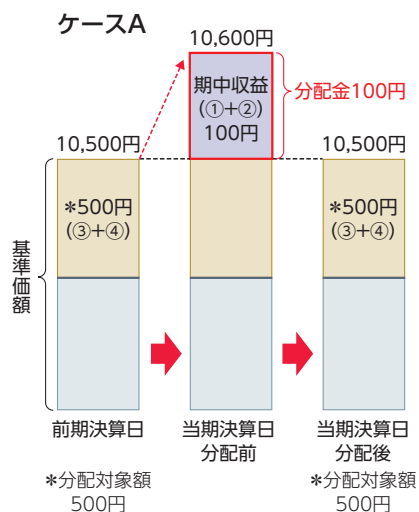
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

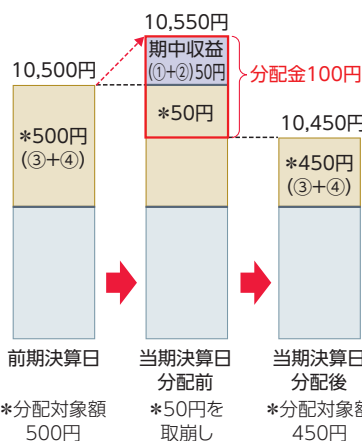
①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

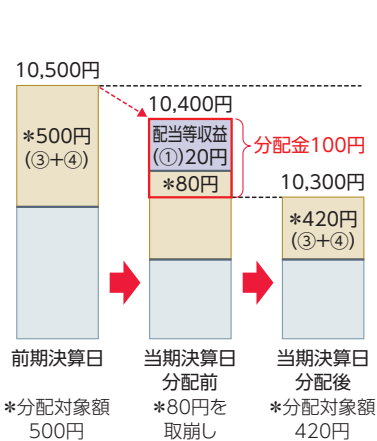


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB
＜前期決算日から基準価額が上昇した場合＞



ケースC
＜前期決算日から基準価額が下落した場合＞



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

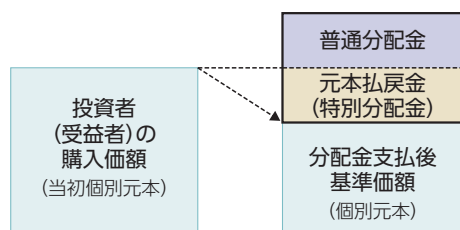
ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

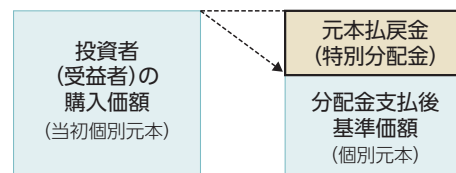
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



ファンドの目的・特色

追加的記載事項

《投資対象ファンドの概要》

■ストラテジック・インカム・ファンド

ファンド名 (クラス)	ストラテジック・インカム・ファンド(クラスMC)
形態	ケイマン籍外国投資信託／米ドル建て受益証券／オープン・エンド型
信託期間	2159年9月29日まで(早期に償還される場合があります。)
運用目的	世界の債券および株式等を主要投資対象とし、高いインカム収入を確保することを目指し、加えて値上がり益も追求します。
投資方針	1. 主として、世界の債券および株式等を投資対象として分散投資を行います。 2. 投資にあたっては、個別銘柄分析により組入れ銘柄の選択を行います。また、ファンダメンタルズを重視した投資環境分析に基づき、債券等の種類別(社債(投資適格社債、ハイイールド社債、転換社債等)、国債・政府機関債、資産担保証券、企業向け貸付債権(バンクローン等)等)および株式等への投資配分を機動的に変更します。 3. 株式(優先株を含みます。)、REIT(優先REITを含みます。)等については配当利回りを考慮して個別銘柄選択を行います。また、投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。 4. 保有資産について、原則として米ドル売り・取引対象通貨買いの為替取引を行います。なお、対象通貨については、原則10通貨を基本とし、保有資産の1/10程度ずつ、原則として米ドル売り・各取引対象通貨買いを行います。 ※取引対象通貨については、先進国、新興国からそれぞれ5通貨を選定することを基本とします。取引対象通貨は経済規模が上位の国から、各国の信用力や通貨の流動性の状況、通貨制度等を勘案のうえ選定します。取引対象通貨は原則として年1回見直しを行い、変更する場合があります。(日本円は選定対象には含みません。) ※取引対象通貨のうち米ドル分については、原則として為替取引を行いません。 ※取引対象通貨は原則として10通貨ですが、選定条件を満たすと判断した通貨の数が10通貨を下回る場合には、取引対象通貨は10通貨未満となります。その場合の通貨配分は、米ドル以外の取引対象通貨については引き続き1/10程度ずつとし、米ドルへの配分比率を引き上げます。 ※為替取引にあたっては、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引(NDF)等のデリバティブ取引を活用します。 5. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想される場合、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
決算日	年1回(12月31日)
収益分配	毎月、原則として配当等収益、売買益(評価益を含みます。)等および米ドルと取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額より分配を行うことを基本とし、運用会社および為替管理会社と協議のうえ、受託会社の判断により分配額を決定します。ただし、必要と認められる場合は、分配対象額の範囲はこれに限定しません。
主な投資制限	・信託財産の総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、運用開始直後、大量の解約が予想される場合または運用会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される場合を除きます。 ・投資信託証券(上場不動産投資信託証券(REIT)を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・原則として、信託財産の純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。 ・流動性に欠ける資産(私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化商品等)への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。 ・空売りされる有価証券の時価総額は、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定されません。



ファンドの目的・特色

設 定 日	2014年7月9日
費 用 等	運用管理費用等:純資産総額に対し、年0.585%程度 その他費用等:信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／資産の保管等に要する費用／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査に要する費用／法律関係の費用およびファンド設立に係る費用／借入金の利息および立替金の利息 等 ※運用管理費用等には、年次等による最低費用等が設定されているものがあり、信託財産の純資産総額によっては、上記の率を超える場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
運 用 会 社	ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー
為替管理会社	アセットマネジメントOne株式会社
副為替管理会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
受 託 会 社	CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド
事務管理会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー
保 管 会 社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

■MHAM短期金融資産マザーファンド

フ ァ ン ド 名	MHAM短期金融資産マザーファンド
形 態	国内籍投資信託(親投資信託)
信 託 期 間	無期限
運 用 目 標	わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。
決 算 日	年1回(6月30日(休業日の場合は翌営業日))
収 益 分 配	収益分配は行いません。
主な投資制限	•外貨建資産への投資は行いません。 •株式への投資は行いません。 •デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
設 定 日	2000年7月28日
運用管理費用(信託報酬)等	信 託 報 酬:ありません。 その他費用等:信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／信託事務の処理に要する諸費用／受託会社の立替えた立替金の利息 等
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	アセットマネジメントOne株式会社
受 託 会 社	みずほ信託銀行株式会社



投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

資産配分 リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、世界のさまざまな債券・株式等に資産配分(債券におけるセクター配分を含みます。)を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

金利変動 リスク

金利の上昇(債券等の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券等の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが実質的に投資する債券等の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に投資する債券等の発行体や株式の発行企業が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合等には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動 リスク

為替相場の円高や外国投資信託が保有する米ドル以外の保有資産通貨が米ドルに対して下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する資産の通貨配分にかかわらず、保有資産に対して、原則として米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。この為替取引により、取引対象通貨対円での為替変動の影響に加え、外国投資信託が米ドル以外の通貨建資産を保有している場合は、当該通貨対米ドルでの為替変動の影響を受けます。したがって、取引対象通貨が円に対して下落した場合や、外国投資信託が保有する米ドル以外の保有資産通貨が米ドルに対して下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引対象通貨が円に対して下落した際に、同時に外国投資信託が保有する米ドル以外の保有資産通貨が米ドルに対し下落した場合には、双方の為替変動の影響により二重に損失が発生することになります。なお、取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、取引対象通貨の短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。



投資リスク

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があります。各ファンドが実質的に投資する債券・株式等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリー リスク

投資(為替取引を含む)する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドの実質的な投資先の国(地域)や為替取引の対象国において、政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

転換社債の 価格変動 リスク

投資する転換社債の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に投資する転換社債の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

資産担保証券 の価格変動 リスク

投資する資産担保証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に投資する資産担保証券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

バンクローンの 価格変動 リスク

投資するバンクローンの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に投資するバンクローンの価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

不動産投資 信託証券の 価格変動 リスク

不動産投資信託証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

! 各ファンドが実質的な投資対象とするハイイールド社債、新興国の債券、資産担保証券、バンクローン等は、格付けの高い国債等への投資を行う場合と比較して、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等が大きくなる可能性があります。



投資リスク

その他の留意点

〈クーリング・オフについて〉

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

〈流動性リスクに関する留意点〉

各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

〈公社債の貸付について〉

公社債の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

〈為替取引に関する留意点〉

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、為替取引を行うにあたり一部の新興国の通貨について、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、当該通貨については、原則として外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)*を活用しますが、NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、短期金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、為替取引によるプレミアム／コストが通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合や、基準価額の値動きが実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※直物為替先渡取引(NDF)とは、ある通貨との間で、当該通貨の受渡しを行わず、先物レートと期日が到来したときの直物レートの差を、元本に乘じた金額で差金決済するもので、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済する取引のことをいいます。

〈外国投資信託について〉

外国投資信託は合同運用を行うため、それに伴う影響を受ける場合があります。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、各国での源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。なお、約款に定める指定投資信託証券のうち、外国投資信託証券については、為替取引などデリバティブ取引に対する当局の規制の状況等によっては、新たな外国投資信託証券(ファンド設定時に投資対象とする外国投資信託と同一の商品性を有すると委託会社が判断する外国投資信託の投資信託証券に限るものとします。)に入れ替えを行う場合があります。また外国投資信託について入れ替えを行う場合、一時的に債券、株式等への実質的な組入比率が低下する場合があります。

〈換金請求の受付けの中止・取消しについて〉

各ファンドは、換金の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。



投資リスク

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

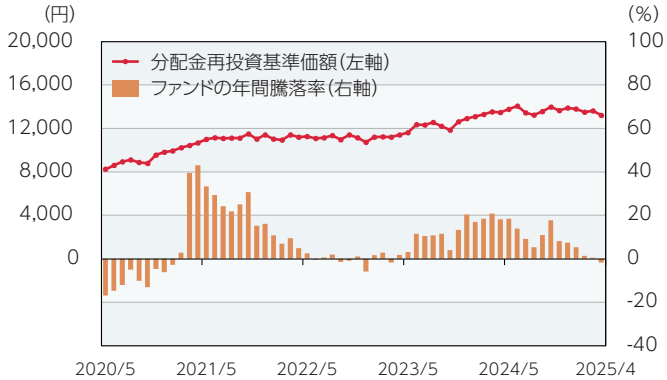


投資リスク

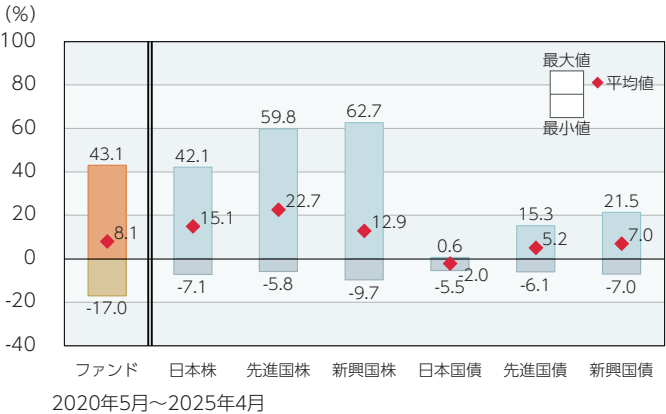
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

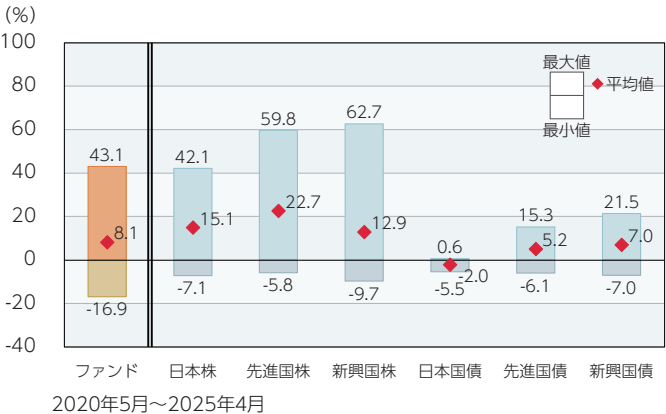
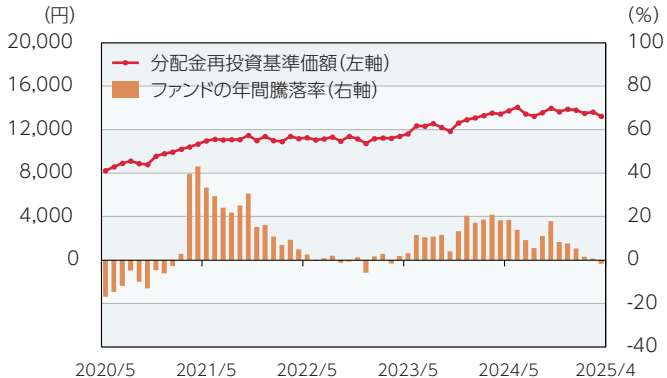
毎月決算型



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



年1回決算型



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

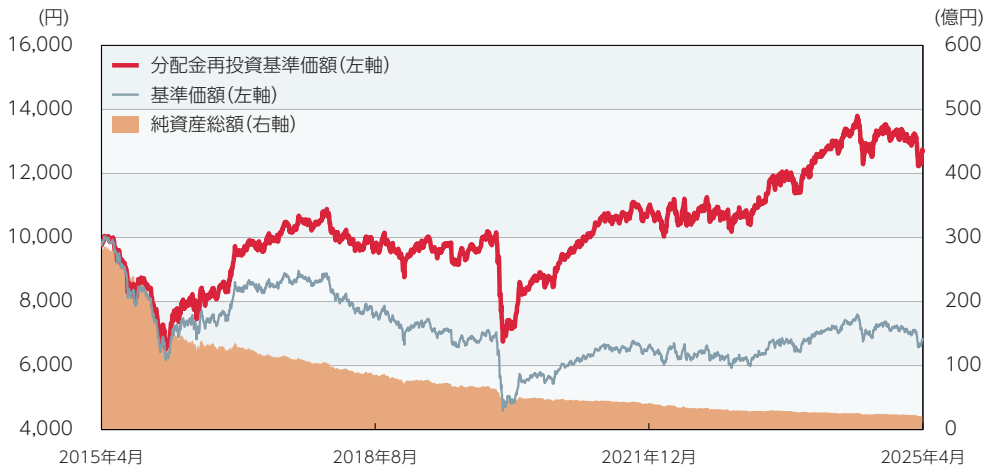


運用実績

データの基準日:2025年4月30日

毎月決算型

基準価額・純資産の推移 《2015年4月30日～2025年4月30日》



分配の推移(税引前)

2024年12月	20円
2025年 1月	20円
2025年 2月	20円
2025年 3月	20円
2025年 4月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	4,850円

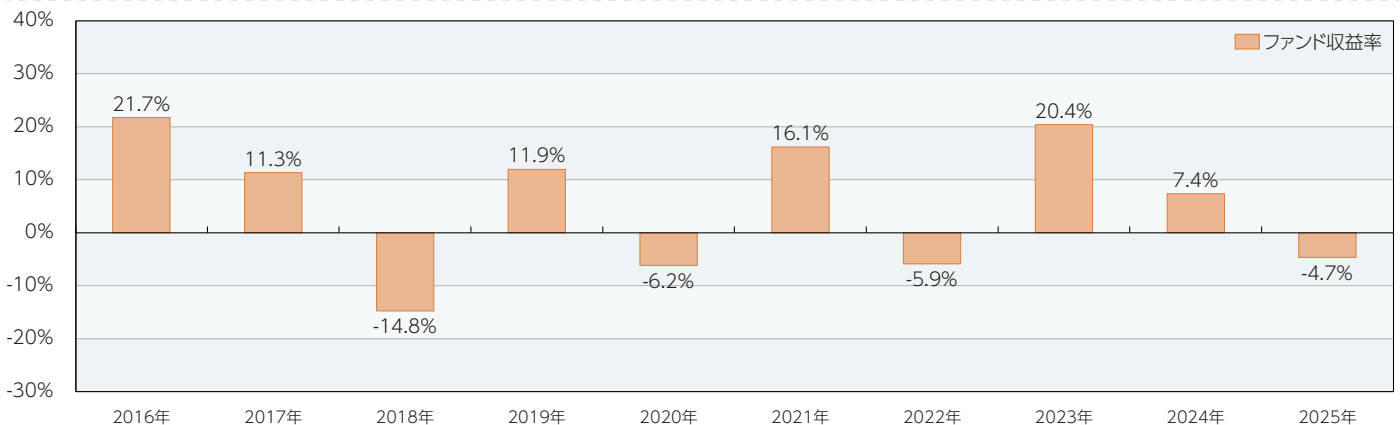
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	ストラテジック・インカム・ファンド(クラスMC)	98.13
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.24

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

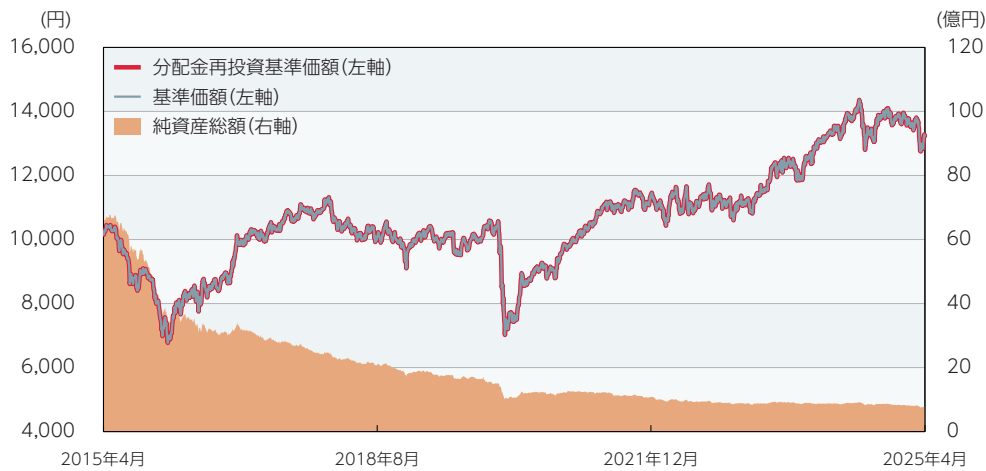


運用実績

データの基準日:2025年4月30日

年 1 回 決 算 型

基準価額・純資産の推移 《2015年4月30日～2025年4月30日》



分配の推移(税引前)

2021年 4月	0円
2022年 4月	0円
2023年 4月	0円
2024年 4月	0円
2025年 4月	0円
設定来累計	0円

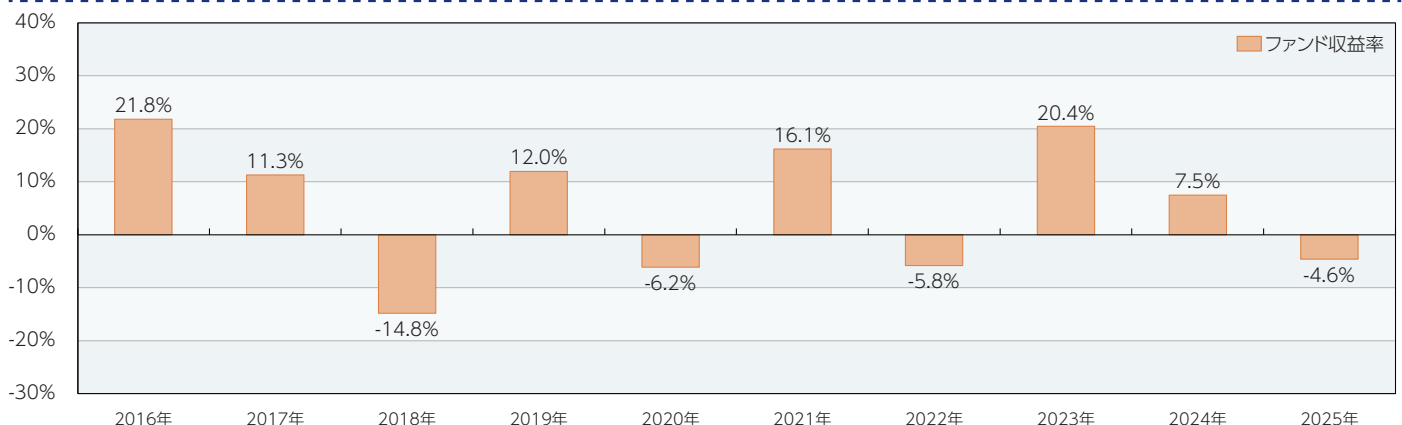
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	ストラテジック・インカム・ファンド(クラスMC)	97.92
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.18

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2025年4月30日

主要な資産の状況

■ストラテジック・インカム・ファンド

※データの基準日:2025年4月28日

※種類の分類は、ストラテジック・インカム・ファンドの運用を行うルーミス・セイレス社から提供されたデータに基づきます。

※比率(%)は、当該外国投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	比率(%)
1	米国国債	米国国債	3.7
2	米国国債	米国国債	3.3
3	米国国債	米国国債	2.6
4	米国国債	米国国債	2.1
5	コンチネンタル・リソーシズ	投資適格債券	1.3
6	英国国債	非米ドル建て債	1.2
7	チャーター・コミュニケーションズ・オペレーティング	投資適格債券	1.1
8	セメックス	投資適格債券	1.0
9	エコスター	ハイイールド債券	1.0
10	米国国債	米国国債	1.0

■MHAM短期金融資産マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

順位	銘柄名	種類	比率(%)
1	27年度1回 福岡県公募公債	地方債証券	16.55
2	148回 共同発行市場公募地方債	地方債証券	16.55
3	149回 共同発行市場公募地方債	地方債証券	11.03
4	27年度7回 福岡県公募公債	地方債証券	11.02
5	73回 政保地方公共団体金融機構債券	特殊債券	8.82
6	329回 北海道電力社債	社債券	4.41
7	537回 関西電力社債	社債券	4.39

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 (当初元本1口=1円)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年7月24日から2026年1月23日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中止および取消し	外国投資信託の換金請求の受付の停止・取消または延期の場合の換金のお申込み、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合 (換金の請求金額が多額な場合を含みます。)、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態 (金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等) による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金・スイッチングのお申込みについては、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。
信 託 期 間	2028年4月21日まで (2014年7月9日設定)
繰 上 償 還	各ファンドが主要投資対象とする、約款に定める指定投資信託証券のうち外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還) させます。 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還) することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・各ファンドにおいて信託契約の一部解約により、受益権の口数が30億口を下回ることとなるとき。
決 算 日	<毎月決算型> 毎月23日 (休業日の場合は翌営業日) <年1回決算型> 毎年4月23日 (休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	<毎月決算型> 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 <年1回決算型> 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。



手続・手数料等

信託金の限度額	各ファンドにおいて5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	<毎月決算型> 4月、10月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 <年1回決算型> ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
ス イ ッ チ ン グ	各ファンド間でスイッチング(乗換え)を行うことができます。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの購入単位等を別に定める場合等があります。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。
そ の 他	販売会社によっては、「毎月決算型」もしくは「年1回決算型」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.243% (税抜1.13%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用 (信託報酬) は、毎日計上 (ファンドの基準価額に反映) され、毎計算期末 (「年1回決算型」においては毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。) または信託終了のときファンドから支払われます。		
		支払先	内訳 (税抜)	主な役務
		委託会社	年率0.40%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
	投資対象とする外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対して年率0.585%程度 ※各ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用管理費用等には、年次等による最低費用等 (副為替管理会社に支払う最低費用 年間75,000米ドル等) が設定されているものがあり、外国投資信託の純資産総額によっては、上記の率を実質的に超える場合があります。		
	実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.828%程度 (税込) ※上記は各ファンドが純資産総額相当額の外国投資信託を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。また、この他に定率により計算されない「その他費用等」があります。		
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上 (ファンドの基準価額に反映) され、毎計算期末 (「年1回決算型」においては毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。) または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

対象期間:2024年10月24日～2025年4月23日

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
毎月決算型	2.03%	1.24%	0.79%

(表示桁数未満を四捨五入)

対象期間:2024年4月24日～2025年4月23日

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
年1回決算型	2.03%	1.24%	0.79%

(表示桁数未満を四捨五入)

※各ファンドの対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を各ファンドの対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする外国投資信託(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

なお、各ファンドについては、投資先ファンドにかかる源泉税は含まれておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

